平成２４年（フ）第２１号
千葉県茂原市長尾2355番地10　ケルンアゼリア201号
債務者　土橋　　玄
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２４年（フ）第７８号
山梨県甲府市大里町2962番地２　向山住宅６号
債務者　伊藤　　勝
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第７９号
山梨県甲府市大里町2962番地２　向山住宅６号
債務者　伊藤　敦子
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１０２号
山梨県中巨摩郡昭和町上河東543番地　県営常永団地１号棟503号室
債務者　髙橋　健次
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１０４号
山梨県笛吹市御坂町成田2443番地　テラス小澤Ｂ３
債務者　佐藤喜一郎
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第６号
大分県佐伯市大字海崎238番地１プリムローズＡ102号
債務者　三木　幸恵
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２４年（フ）第８４号
岐阜市岩崎342番地
債務者　臼井　浩二
1　決定年月日時　平成24年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第４５号
山口県宇部市西梶返２丁目21番34―６号、旧住所大阪市東淀川区東中島１丁目９番５号
債務者　西村　優衣
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（フ）第１０号
福島県石川郡平田村大字上蓬田字大隅39番地
債務者　吉田　好光
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２４年（フ）第１６号
福島県石川郡石川町字南町58番地の１
債務者　諸岡　和子
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２４年（フ）第２３号
三重県津市久居東鷹跡町243番地　クレインプラザ207号、申立時の住所三重県津市南丸之内15番23号　第二南丸之内ハイツ103
債務者　後藤　元女
1　決定年月日時　平成24年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２６号
三重県津市白山町川口3572番地
債務者　川北　光惠
1　決定年月日時　平成24年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２９号
三重県津市森町2134番地
債務者　堀部喜代子
1　決定年月日時　平成24年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３４号
三重県松阪市曽原町2345番地１、前住所三重県多気郡明和町大字明星2541番地43
債務者　保田　時雄
1　決定年月日時　平成24年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１１６１号
大阪市東成区大今里南３丁目13番18号　ライラックヴィラ大今里202号
債務者　白石　竜也
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１１９１号
大阪市此花区高見１丁目６番26―907号
債務者　クロコレディースこと　竹内　　拓
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１２１７号
大阪市城東区今福南２丁目11番４号
債務者　弥田　和徳
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部